

宇土市復興まちづくり事業計画

～みんなが**安心**して暮らせる**まち**をつくる，
災害に**つよいまち**をつくる～



目 次

I章 復興まちづくり事業計画の概要

1 事業計画策定の趣旨	1
2 事業計画の位置づけ	1
3 計画期間と集中整備期間	2
4 事業計画策定の考え方	3
5 復興まちづくりの基本的な方向性	4

II章 復興まちづくりに向けた取り組み

1 防災拠点づくり	9
1-1 避難所の防災機能向上	9
(1) 避難所の環境改善	9
① 自治公民館等の避難所利用	10
② 指定避難所の防災機能強化	10
(2) 避難所施設の耐震化及び新たな避難所指定	12
① 耐震改修の実施	13
② 新たな避難所の指定	13
1-2 緊急避難場所の防災機能向上	15
① 島山防災広場及び避難道路の整備	16
② 緊急避難場所の指定及び整備	17
③ 緊急避難場所等における設備の充実	18
④ 津波避難路の整備	19
1-3 新たな防災拠点づくり	20
① 新庁舎及びその周辺の防災機能強化	20
② 支所における防災機能強化	22
2 防災施設・設備の充実	23
2-1 消防団詰所及び積載車格納庫の整備	23
2-2 河川監視カメラ等の整備	25
3 自助・共助・公助の連携	27
3-1 地域の防災活動支援	27

III章 計画の実現に向けて

計画の実現に向けて	29
-----------	----

【参考資料】

参考 1. 主な被災状況	参- 1
参考 2. 主な聴取意見や住民アンケート結果	参-15

I章 復興まちづくり事業計画の概要

1. 事業計画策定の趣旨

平成28年4月14日及び4月16日に発生した平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）では、震度5強、6強というこれまでに経験したことがない激しい揺れに襲われました。

また、6月20日夜半から21日未明にかけての記録的な豪雨により、熊本地震で地盤が緩んでいたことも影響して、河川の決壊・氾濫、宅地への土砂の流入等が発生し、甚大な被害を受けました。

宇土市復興まちづくり事業計画（以下「事業計画」という。）は、この熊本地震からの早期復旧・復興を目指し、平成29年3月に策定された「宇土市震災復興計画（第1期）」（以下「復興計画」という。）の基本理念を踏まえ、具体的な災害に強いまちづくりへの取り組みを示すものです。

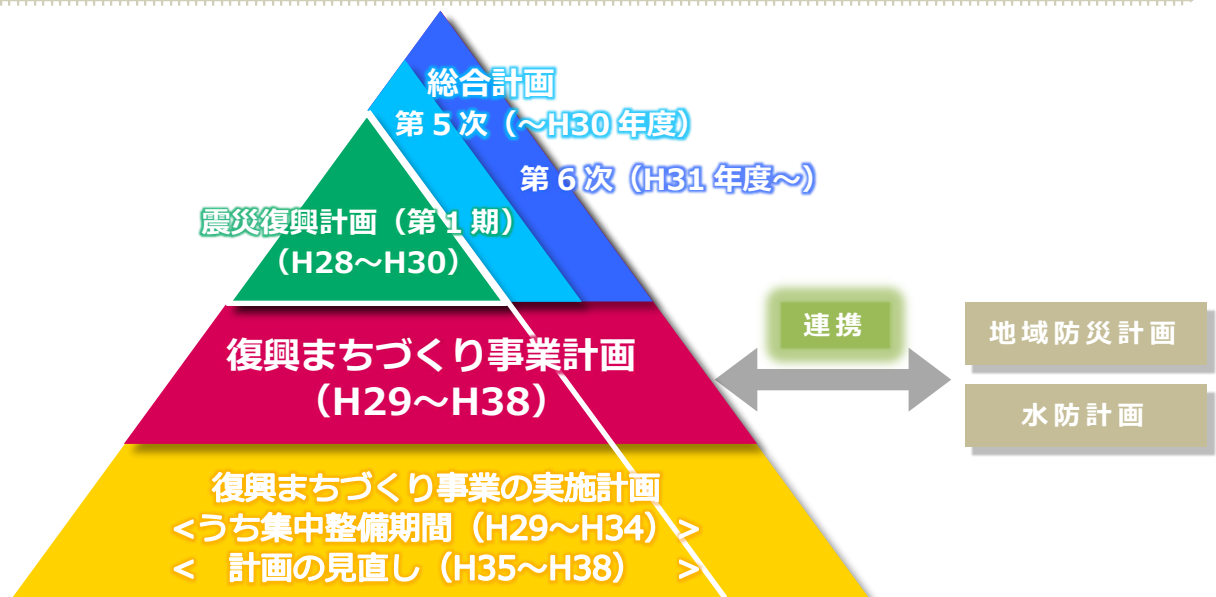
この「事業計画」に基づき、災害に強いまちへの再生を図り、自然や環境と調和したより住み良いまち、より活力あるまちの実現を目指します。

2. 事業計画の位置づけ

■復興の基本理念（宇土市震災復興計画（第1期）より）

- ①元氣な宇土市を取り戻すための、被災者に寄り添った迅速で効果的な復旧
- ②みんな（市民、地域、企業、行政）の協働による、災害に強いまちづくり
- ③「これからも選ばれる」まちを目指した、未来につながる創造的な復興

→ まちの将来目標 **地域のちからでまちを元氣にする！**

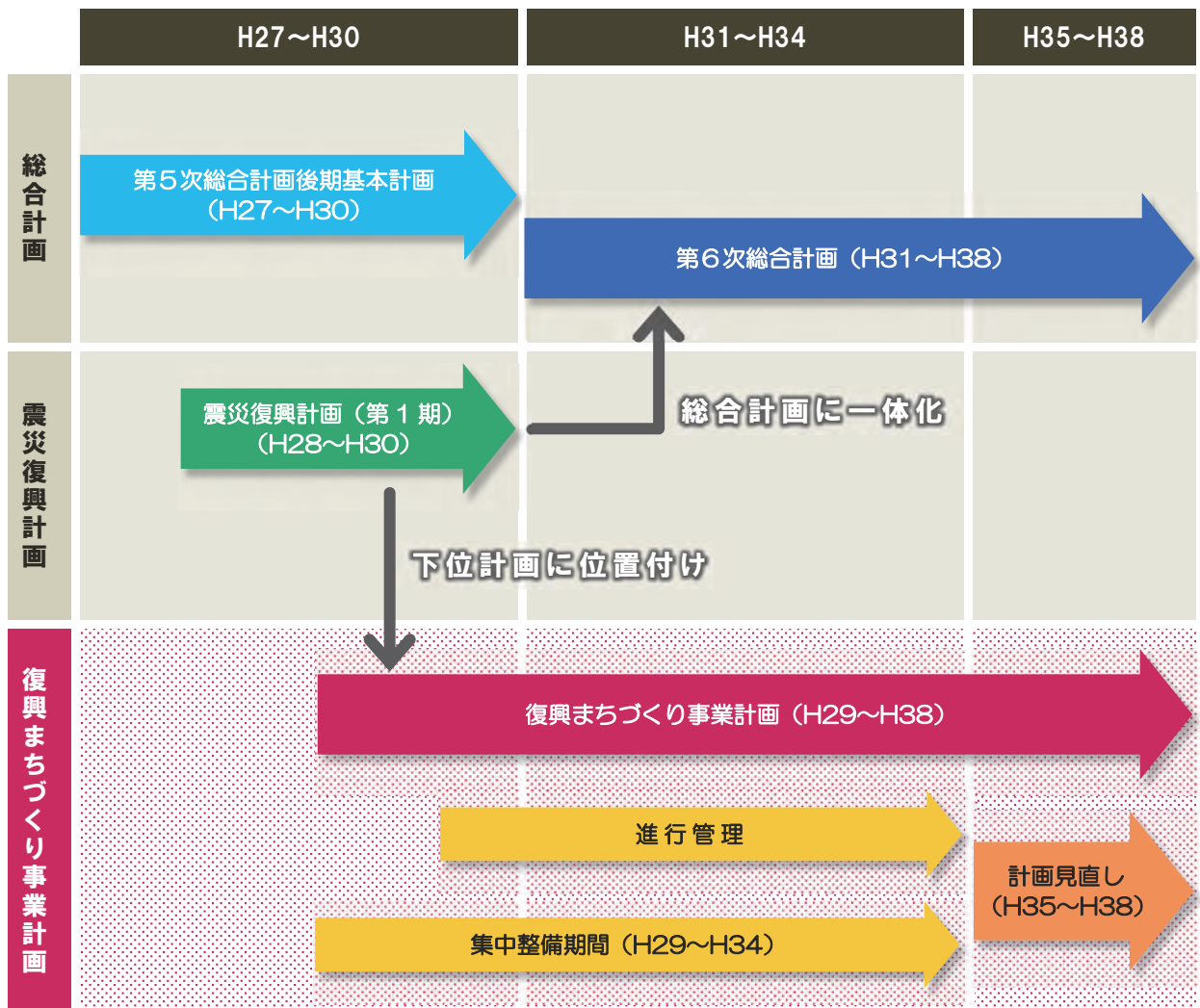


3. 計画期間と集中整備期間

計画期間は、中長期的な視点をもって取り組むべき内容として、今後、策定される「第6次宇土市総合計画」の目標年次を考慮し、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。また、「復興計画」の対象期間及び「第6次宇土市総合計画の前期基本計画」における目標年次（平成34年度）までを『集中整備期間』として復興まちづくり事業の一定の目途をつけるものとします。

なお、平成35年度から平成38年度までの計画期間については、『集中整備期間』における計画の進捗状況等を踏まえ、見直しを行うこととします。

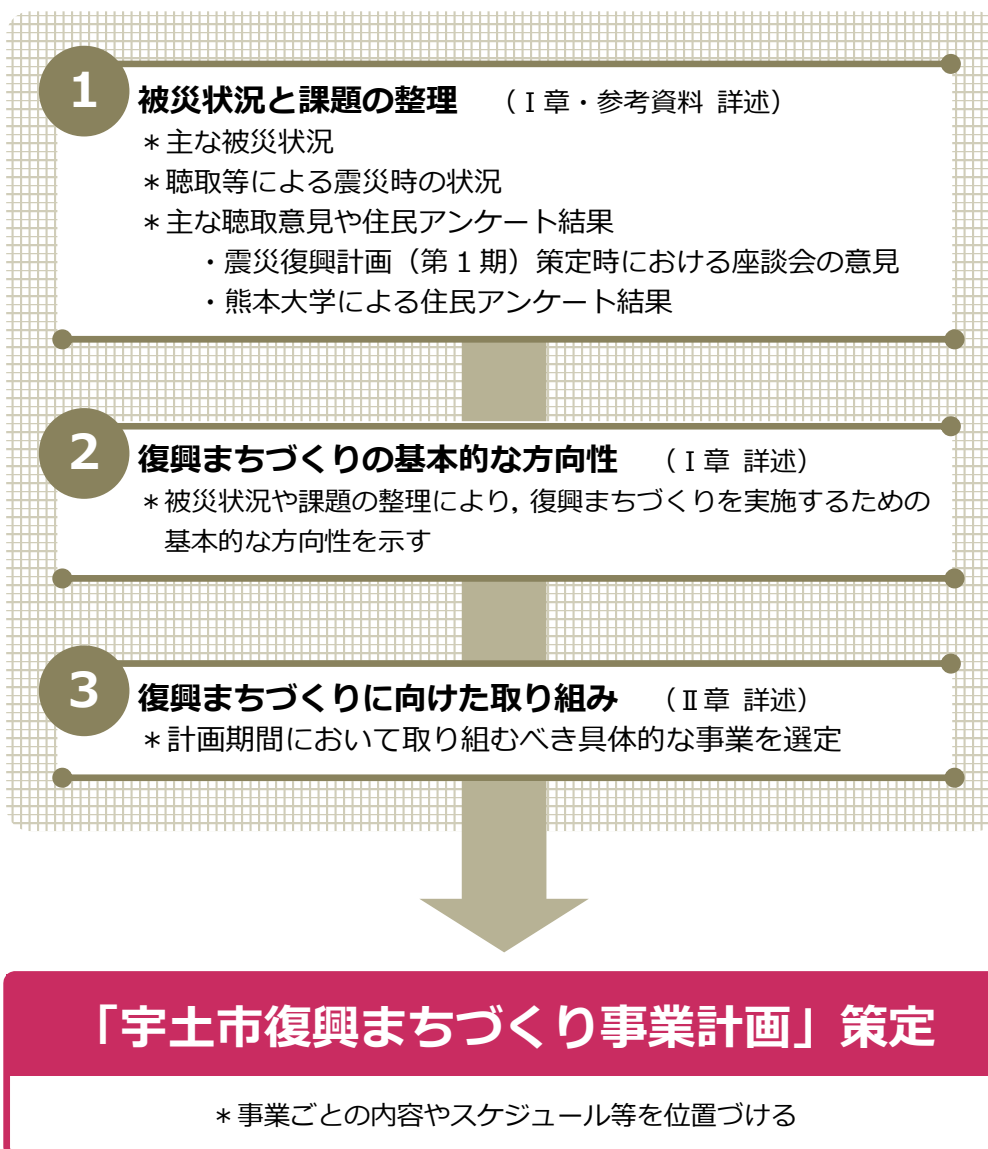
計 画 期 間：平成29年度～平成38年度（10年間）
 うち集中整備期間：平成29年度～平成34年度（6年間）



4. 事業計画策定の考え方

「復興計画」に定めている取組の中で、本市の復旧・復興を一層推進し、災害に強いまちづくりの実現のため、主要な事業を抽出し、集中整備期間に一定の目途を立てるために「事業計画」を策定します。

「事業計画」の策定に当たっては、被災状況、聴取等による震災時の状況、「復興計画」策定時における座談会の意見、熊本大学による住民アンケート結果等により、熊本地震における被災状況と課題等を整理し、復興まちづくりの基本的な方向性の定義づけを行い、計画期間において取り組むべき具体的な事業を選定し、「事業計画」に位置づけを行います。



5. 復興まちづくりの基本的な方向性

1. 被災状況と課題の整理

(1) 主な被災状況

○人的被害（平成30年3月末現在）

- ・熊本地震による死者10名（災害関連死） 重症者24名
- ・6月20日～21日 豪雨災害による死者2名（二次災害による直接死）

【建物の被害】



○住家被害（平成30年3月末現在）

- ・熊本地震による主な住家被害 6,207棟
（内訳：全壊116 大規模半壊・半壊1,750 一部損壊4,341）
- ・6月20日～21日豪雨災害による主な住家被害271棟
（内訳：全壊3 大規模半壊・半壊68 床上浸水101 床下浸水99）

【豪雨災害による河川氾濫】



○公共施設等の主な被害

- ・道路 道路の沈下，舗装陥没，橋脚破損，路面破損等の被害
- ・河川 護岸崩壊，築堤破損等の被害
- ・公共施設等

【道路の被害】



市役所本庁舎：4階5階部分の崩壊

網津支所・網津公民館：屋根の破損，柱の傾斜

老人福祉センター：屋根・外壁・窓の破損

中央公民館：外壁・中壁・天井の崩落

武道館：天井崩落，窓の破損

市営入地団地：1棟1階ピロティ柱破損

【本庁舎の損壊】

【中央公民館の損壊】



○ライフラインの主な被害

- ・上水道 震災直後，市内の約9割のエリアで断水（上水道区域は全域で断水）
- ・下水道 震災直後，一部の地域で破損がみられたが早期の復旧
- ・電気，電話 震災直後，一時的に停電，不通となったが早期に復旧

(2) 聴取等による震災時の状況

○避難所及び緊急避難場所の状況

◇避難所 4月14日の前震後から同年9月末まで開設

◇避難者数 最大時（4月16日 20時）

指定避難所15箇所に6,455人

（その他推定）自主避難所2,000人～4,000人／車内退避10,000人以上

【市民体育館の様子】



◇避難所での生活

- 震災直後から3日間、避難所への配給物資が大幅に不足（水、食糧、ミルク、おむつ等）。震災前の備蓄品（保存水・保存食 8,000 食）は、配給により1日で枯渇した。
- 体育館等の施設を避難所としているため、間仕切りがなく、プライバシーが保護されていない状況があった。（畳、パーティションの設置により確保）
- 避難生活が長期化するにつれて、衣食住の生活環境の問題があった。（空調機、洗濯機、冷蔵庫の設置、弁当配食の実施）
- トイレが不足したため、仮設トイレを設置。トイレの環境が良くない避難所もあった。

◇緊急避難場所・避難経路

- 4月16日の本震直後、有明海・八代海に津波注意報が発表された。車で避難される方で市内各所において渋滞が発生し、円滑な避難とはならなかった。
- 震災直後は、余震がひどく建物にとどまれないため、車で広い場所に避難される方が多く、第1次避難場所に入りきれない程の避難者があった。
- 震災からしばらくの間、車中泊による避難生活を送る方が多かった。夜間は、安心のため市内の学校施設・地区グラウンドの照明を全て点灯した。

◇公共施設等

- 災害対応拠点となるべき市役所本庁舎が損壊。
4月16日 本震直後は、市役所本庁舎に立ち入りができないため、駐車場にテントを張って災害対策を行った。書類・OA機器は持ち出せず、使用できる電話は1回線のみ状況。
4月19日 市役所機能及び物資集積拠点を市民体育館へ移転。
8月8日 仮設庁舎へ移転。
- 地震災害時の2次避難所指定の施設も被災し、使用できない施設があった。（武道館、老人福祉センター、中央公民館分館、宇土市スポーツセンター）
- 震災後、市内数箇所の市道で通行止めを行った。
中央線（田中会館～宇土シティモールまでの陸橋）／綾織・柳町線（宇土シティモール西側の線路沿いの側道）／住吉灯台線（住吉自然公園周りの市道）／上古閑3号線（上古閑下堤）／宮庄1号線（太鼓収蔵館先）／浦田1号線（市役所裏）／宮の後・日焼線（田平公民館北側）／宇土駅自由通路線（エレベーター使用中止）
- 上水道断水による応急復旧工事と併せて、自衛隊と水道事業者による給水活動を行った。
- 6月20日～21日 豪雨災害により、市内数箇所で崖崩れ等の土砂災害が発生。土砂等により河川の流れが堰き止められ、河川の氾濫箇所が多数発生した。道路ががけ崩れにより寸断し、集落（三蔵・扇谷）が孤立化した。



【市役所駐車場臨時テントの様子】



【市役所駐車場臨時テントの様子】



【宇土市保健センター駐車場避難の様子】



【宇土東小学校体育館避難所の様子】



【支援物資の配給の様子】



【支援物資の受け入れの様子】

(3) 主な聴取意見や住民アンケート結果

【「復興計画」策定時における座談会の意見】

○避難所について

- ・地域の公民館について、耐震化を図り、避難所としての機能を持たせること、また、日頃からの集いの場として活用できないか。
- ・停電した場合は食料の確保が難しいため、地区の公民館にも、水や食料、毛布等の備蓄をしてほしい。
- ・避難所のトイレは、高齢者にも配慮し、屋内に設置してほしい。
- ・屋内への避難ができない場合も想定して、屋外の避難所も設定しておく必要がある。

○緊急避難場所・避難路について

- ・避難路の新設整備や夜間でも避難しやすいように避難所まで誘導するような街路灯を設置してほしい。
- ・避難時に道路が大渋滞していたので、地域ごとに津波からの避難場所を決めておく必要があるのではないか。
- ・避難道を活用するため、積極的に周知を行ってほしい。

○道路・河川・公共施設等

- ・国道等の渋滞が起きないように避難路や避難場所の確保を検討してほしい。
- ・小学校の屋上を避難場所として利用できるように改修してほしい。
- ・河川の増水は、目視確認でなく危険水位を超えたら自動的に鳴るようにしてほしい。
- ・断水時も想定して、上水道と井戸水の併用を進めてはどうか。
- ・津波のときに避難できるような防災の拠点を整備してほしい。

○防災対策等

- 地域のつながりが持てるまちづくりが必要。
- 地域住民のネットワークづくり
(防災対策組織の立ち上げ等)が必要。
- 行政に頼らないまちづくりが必要。
- 地区ごとの災害マニュアルや災害時避難
マップを作成すべきではないかと思う。



【座談会の様子】

【熊本大学による住民アンケート結果】

○各行政区長アンケートより

- 新たに避難所として考えるべきと思う施設に、「集会所（自治公民館など）」が全体の約4割程度、役所等の「行政施設」が約2割程度。
- 行政区の公民館等では、耐震診断を行っていない区が全体の9割以上。
- 熊本地震で行政区の公民館等を自主的な避難所として活用しなかった区は、全体の9割以上、今後、行政区の公民館等を自主的な避難所として活用したいと考えている区は、全体の約9割程度。

○住民アンケートより

- 避難された場所は、「車の中」（自宅や店舗、指定避難所等における駐車場）が全体の約8割程度、「指定避難所」（屋内避難所）に避難された方は全体の約1割程度。
- 車中泊をされた方で、車の中に避難された理由は、「余震が続き、車が一番安全」、「プライバシーの問題により避難所より車中避難の方がよい」また、駐車場に避難された理由は、「トイレや水道が使えたから」などが全体の半数意見。



（4）復興まちづくりに向けた主な課題

①避難所を安心して利用できるように、

避難所の環境改善が必要となります。

②緊急避難場所の設備を充実させ、

安全な避難経路を確保することが必要となります。

③防災施設や設備の充実を図ること、

また地域の防災活動の促進を図ることが必要となります。

2. 復興まちづくりの基本的な方向性

■復興まちづくりの基本的な方向性

みんなが**安心**して暮らせる**まち**をつくる、
災害に**つよい**まちをつくる



◆～◆～◆◆◆ 復興まちづくりの基本的な方向性 ◆◆◆～◆～◆

1. 防災拠点づくり

1-1. 避難所の防災機能向上

- ★いつ避難所を開設しても安心して利用ができるよう、避難所施設の環境改善を図り、併せて自治公民館等の地域における防災拠点の利用と防災機能の向上を図ります。
- ★避難所施設について、天井など非構造部材を含めた耐震化の促進を行い、耐震基準を満たす施設等について、地域防災計画の中で避難所施設として位置づけます。

1-2. 緊急避難場所の防災機能向上

- ★緊急避難場所における設備の充実、避難道路の整備、新たな避難場所の指定を行います。

1-3. 新たな防災拠点づくり

- ★各地区の防災拠点の強化を図り、防災拠点周辺を災害に備えた整備を行うと併に災害対応能力の維持向上のための地域コミュニティとしての場をつくります。

2. 防災施設・設備の充実

2-1. 消防団詰所及び積載車格納庫の整備

- ★地域における防災活動の要である消防団の活動を支えるため、消防団詰所及び積載車格納庫の充実を図ります。

2-2. 河川監視カメラ等の整備

- ★大雨により河川が氾濫した場合に、市民への避難情報を迅速かつ的確に伝えるため、河川監視カメラ等の整備を図ります。

3. 自助・共助・公助の連携

3-1. 地域の防災活動支援

- ★自主防災組織の結成・活動支援に取り組み、自助・共助・公助の連携を高めます。

II章 復興まちづくりに向けた取り組み

1. 防災拠点づくり

1-1. 避難所の防災機能向上

(1) 避難所の環境改善

背景と目的

熊本地震の前震（4月14日）発生時、市内16箇所（本震後1箇所閉鎖）の指定避難所を開設し、避難者の受け入れを行いました。避難者数のピークは本震後の4月16日午後8時で約6,500人もの方々が指定避難所に避難をされました。特に住家に大きな被害を受けた世帯や高齢者ひとり世帯など支援が必要な方については、頻繁に発生する余震のため、不安で帰宅できない方も多くいらっしゃいました。

また、福祉避難所に指定している市保健センターは200名を超える方が避難をされました。要配慮者*だけでなく、多くの一般避難者が来られたために、福祉避難所としての機能が発揮できませんでした。

指定避難所については、仮設住宅等への入居により避難者数は減少していきましたが、平成28年9月末までの約5か月間開設しました。

避難所生活が長期化するにつれ、既設の公共施設の利用であったために、設備や環境面等において、様々な課題が表面化しました。

また、指定避難所に入れなかったり、指定避難所までの距離が遠いため、行政区によっては自治公民館等を利用して、炊き出しや周辺住民の避難受け入れを行われたところもあり、自治公民館が地域の防災拠点として利用されました。

こうした熊本地震の経験を踏まえ、避難所施設の維持・改善を図ることを目的とし、その防災機能の強化を図ります。

※要配慮者とは、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人などの方

◆上位計画の位置づけ（宇土市震災復興計画（第1期）より抜粋）

- 避難所・避難経路の見直し
 - ・地域防災計画の見直しの中で、避難所の指定及び運用方法の改善を図ります。
 - ・避難所や避難場所への早急な避難ができるように、避難路の整備や避難経路の見直しを進めていきます。
- 備蓄計画の見直し
 - ・今回の震災対応における課題等を踏まえて、これまでの備蓄計画を見直し、備蓄倉庫や避難所等に必要の食料や保存飲料水、資材等の備蓄を進めます。
- 避難所の機能維持・改善
 - ・いつ避難所を開設しても適切な運営ができるよう、平時から避難所施設や設備・備品等の環境改善を進めます。

- 福祉避難室の確保
 - ・一般の避難所に、福祉避難所に近い機能を有したスペース（福祉避難室）を確保するよう取り組みます。
- 地区公民館活動の推進
 - ・各地区公民館が、地域のコミュニティの拠点となるよう、地域住民との協働で公民館活動を展開していきます。
- 自治公民館及び地域学習センター等の復旧支援
 - ・熊本地震によって被災した地域コミュニティを再構築し、市民協働による地域づくりに資するため、また、異常気象時などの緊急避難所としての機能を確保するため、行政区等が設置・運営する自治公民館等の復旧に向けた支援を行います。

基本方針

*地域のコミュニティづくりと地域の防災拠点づくりを進めます

市民協働による地域のコミュニティづくりと自治公民館等の地域の防災拠点づくりを進め、防災機能の向上を図ります。

*避難所の適切な運営が行われるように、避難所の環境改善を図ります

避難所生活が長期化することも想定して、防災用資器材や生活必需物資等の備蓄を強化し、避難所生活の環境を確保していきます。

整備の概要

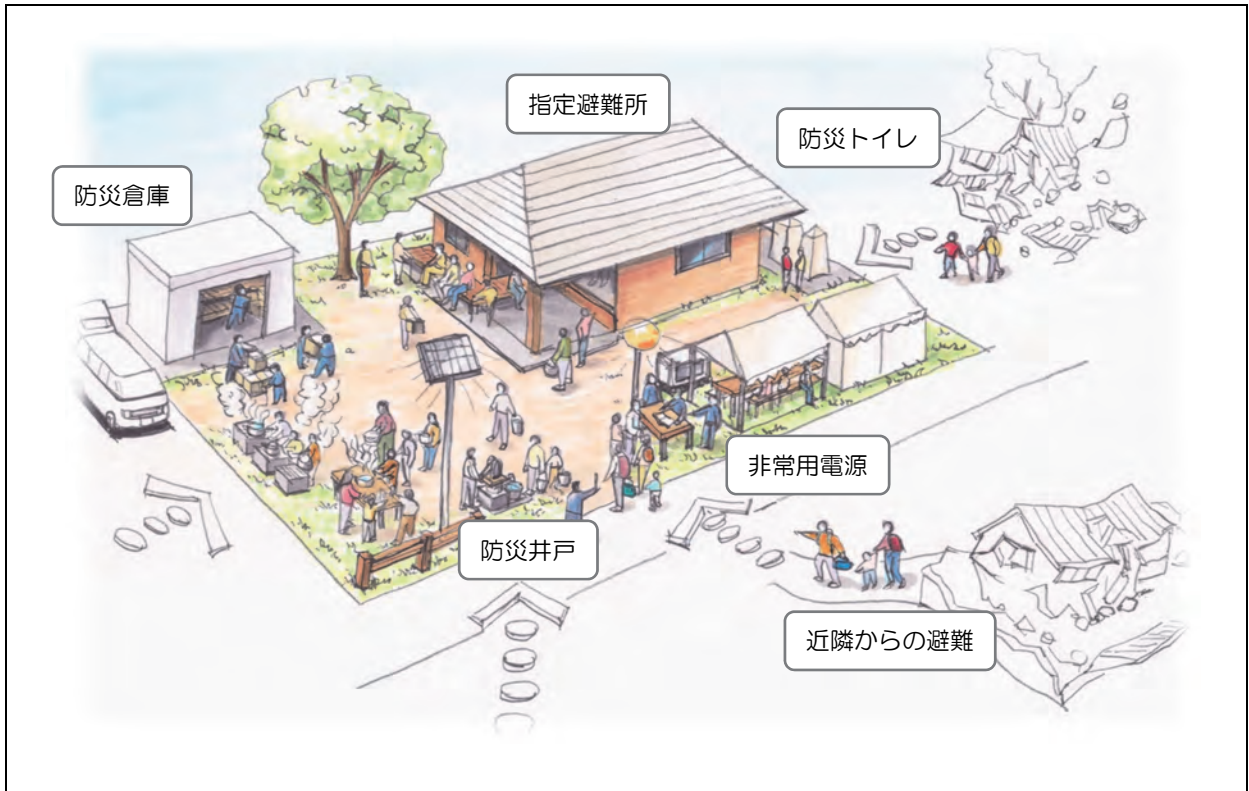
①自治公民館等の避難所利用

- ・身近な自治公民館等が、災害時の避難所として機能するよう、制度を見直し、地域の防災力向上に取り組みます。
- ・避難所がいつでも有効に機能するように、平常時より自主的に防災教育訓練等のコミュニティの場として活用します。（防災訓練などの防災教育・初期消火活動訓練等）

②指定避難所の防災機能強化

- ・災害が発生した場合、避難所として有効に機能するよう、非常用電源施設や防災備蓄倉庫の設置や防災用器材（防災井戸や防災トイレ）の配置を計画します。
- ・備蓄品の保管は、応急的に必要と考えられる、非常食、飲料水、毛布などの生活必需品等を確保します。
- ・避難所と災害対策本部との連絡を円滑に行うことができるよう、通信手段の配備（無線LAN等）を計画します。
- ・高齢者や障がい者等の要配慮者はもとより、多くの方が利用しやすい避難所となるよう、トイレをはじめとする環境改善に取り組みます。

■ 整備イメージ図



■ 整備スケジュール

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①自治公民館等の避難所利用			→			
②指定避難所の防災機能強化		→				

◇ 「まちづくり座談会」において、「自治公民館を避難所や日頃の集い場として活用」、「自治公民館に備蓄品を整備」など、地域の防災拠点の充実を望む声が多数上げられました。熊本地震では、自治公民館等を利用して、炊き出しや周辺住民の避難を受け入れ、自治公民館が地域の防災拠点として有効に機能しました。



(2) 避難所施設の耐震化及び新たな避難所指定

背景と目的

市では、平成22年3月に「宇土市建築物耐震改修促進計画」（以下「市促進計画」）を策定し、これまで学校施設の耐震化を中心に、市有建築物の耐震化を進めてきましたが、本庁舎をはじめとして、費用や技術的な問題により未だ耐震化が行われていなかった多くの施設は、熊本地震により被害を受け、利用の制限を余儀なくされました。

地震災害発生時の避難所として指定していた宇土市武道館や老人福祉センター、中央公民館分館も天井崩落等の大規模な損壊により避難施設として利用できない状況となり、避難者を受け入れる施設が不足する事態となっています。

市においては、被災した公共施設の早期復旧と合わせて、平成29年2月に「市促進計画」の見直しを行い、その中で「防災上重要な公共建築物の更なる耐震化」「非構造部材等を含めた安全対策の充実」等の施策を推進することとしています。

このことから、避難所施設として指定する施設の機能強化を図ることを目的とし、必要に応じて耐震化及び新たな避難所開設を図っていきます。

◆上位計画の位置づけ（宇土市震災復興計画（第1期）より抜粋）

○公共施設の早期復旧・機能強化

- ・熊本地震により、市内の多くの公共施設が被害を受け、利用の制限を余儀なくされました。住民サービスを震災以前の水準に戻すため、施設の早期復旧に取り組みます。復旧に当たって、耐震性の強化など安全性はもちろん、利用者の利便性向上も考慮し、機能の強化を図ります。

○災害に強い社会基盤の整備

- ・公共施設や道路、橋梁、上下水道施設等のインフラについては、市民生活や事業所の事業活動に直結するため、災害時にも各機能がマヒしないように、免震化や耐震化など災害に強い構造を推進するなど、防災機能の強化を目指します。

(略)

基本方針

*避難所の耐震改修を行い、防災機能の強化を目指します

災害時の活動拠点施設となる施設や緊急避難施設となる防災上重要な公共施設については、優先的な耐震化の取り組みを行い、また天井崩落や外壁落下等の非構造部材及び建築設備等に関する安全対策に取り組み、防災機能の強化を目指します。

*新たな避難所を指定し、避難所運営体制の確立を図ります

大災害時の収容人数を確保するため、復旧が完了した耐震基準を満たす施設等については、地域防災計画の中で避難所施設として位置づけ、避難所運営体制の確立を図ります。

整備の概要

①耐震改修の実施

- 熊本地震で被災した、市立図書館、市武道館、市民会館、走潟地区体育館、市スポーツセンター、中央公民館分館等については、機能回復と耐震化を図り、指定避難所として施設の機能強化を図ります。

○整備を行う施設

＊市立図書館／市武道館／市民会館／走潟地区体育館／市スポーツセンター
／中央公民館分館 等

②新たな避難所の指定

- 熊本地震で被災し、建替えを行う老人福祉センター、中央公民館及び新設する網津防災センター等については、新たに避難所として指定します。

○整備を行う施設

＊老人福祉センター／中央公民館／網津防災センター 等

■整備位置図



※市武道館、市スポーツセンター、中央公民館分館、老人福祉センターについては、被災したため平成29年度に指定を解除しています。

■熊本地震の被災状況（老人福祉センター）



■整備イメージ図（老人福祉センター）



■整備スケジュール

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①耐震改修の実施	→					
②新たな避難所の指定	→					

1-2. 緊急避難場所の防災機能向上

背景と目的

地域防災計画の中で、地震発生時の避難は、まず建物ではないグラウンドや広場を指定している第1次避難場所へ避難し、余震がある程度収まってから公共施設等の第2次避難場所へ移動することとしています。

熊本地震発生時は、非常に多くの方が第1次避難場所である地区グラウンドや小中学校のグラウンド、市指定避難場所以外の民間の商業施設の駐車場等にも車で避難をされていました。

市では、学校施設・地区グラウンドの夜間照明を全て点灯して、避難される車両の受け入れを行いました。

また、本震発生時には、有明海・八代海に津波注意報が発表され、津波から逃れるために多くの方が高台へ避難されましたが、車で避難される方も多く、国道57号線などの幹線道路では渋滞が発生し、第1次避難場所である島山などの山頂や市内の高台に通じる道路は非常に混雑したため、スムーズな避難行動ができませんでした。

「まちづくり座談会」では、「夜間でも安全に避難ができるように避難所へ誘導する街路灯を設置してはどうか」、「緊急避難所においては夜間点灯をしてほしい」、「避難所へ続くアクセス道路が渋滞して避難が遅れた」などのご意見、ご提案が寄せられました。

こうした熊本地震の経験を踏まえ、防災機能を強化することを目的として、緊急避難場所の充実、避難道路の整備等を図ります。

◆上位計画の位置づけ（宇土市震災復興計画（第1期）より抜粋）

- 避難所・避難経路の見直し
 - ・地域防災計画の見直しの中で、避難所の指定及び運用方法の改善を図ります。
 - ・避難所や避難場所への早急な避難ができるように、避難路の整備や避難経路の見直しを進めていきます。
- 避難所の機能維持・改善
 - ・いつ避難所を開設しても適切な運営ができるよう、平時から避難所施設や設備・備品等の環境改善を進めます。

基本方針

*緊急避難場所の防災機能の向上に取り組みます

緊急避難場所や避難所へ安全かつ迅速な避難を可能とするために、新たな避難道路の整備や避難路としての機能強化を図ります。また、原則として徒歩による避難を優先しながら、要配慮者等の方のために車での避難にも対応できるように、緊急避難場所を新たに指定し、その整備の充実を図ります。

②緊急避難場所の指定及び整備

- ・大災害時における緊急避難場所を確保するため、防災広場や津波避難場所等の整備を検討します。
- ・五色山グラウンドは、緊急避難場所として位置づけることを検討します。

○主な整備項目

- *立岡自然公園エリア：防災広場の整備
- *運動公園等市街地エリア：防災広場の整備
- *走潟地区エリア：走潟小学校屋上における津波避難場所の整備
- *津波浸水想定エリア：地域高規格道路等の施設における津波避難場所の指定検討
- *五色山グラウンド：緊急避難場所指定及びトイレ等の整備

■整備位置図



■整備スケジュール

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
防災広場や津波避難場所の指定及び整備			→			
五色山グラウンドの緊急避難場所指定及びトイレ等の整備		→				

③緊急避難場所等における設備の充実

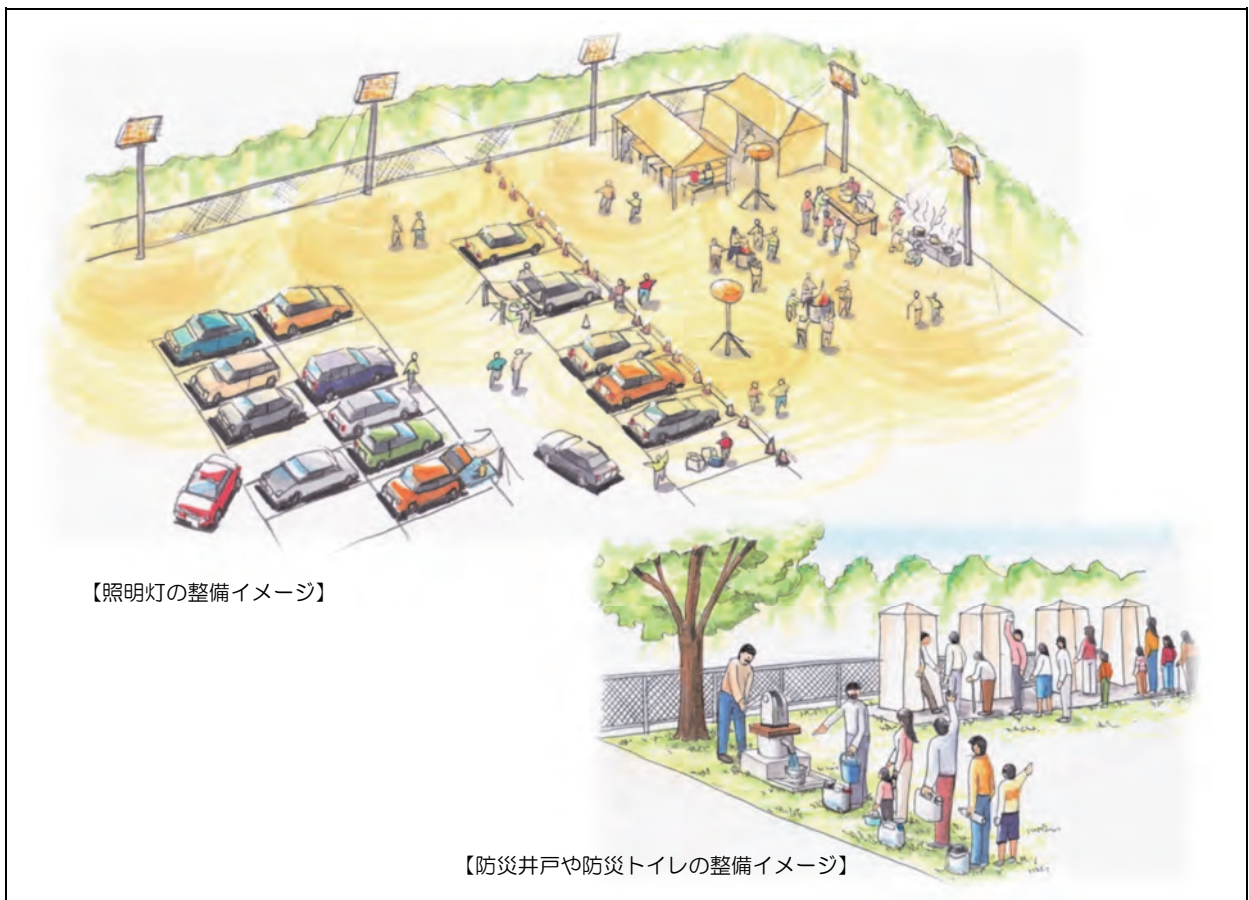
- 熊本地震を踏まえ、大災害時には夜間における避難者の不安を解消するため、照明灯等の整備を検討します。
- さらに、避難生活が長期化した場合でも避難生活が送れるよう、防災井戸や防災トイレの設置を検討します。

○主な整備項目

*防災井戸・防災トイレ

*照明灯

■整備イメージ図



■整備スケジュール

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
緊急避難場所 設備の整備 (防災井戸・防災 トイレ等)			→			

④津波避難路の整備

- 津波が発生した場合に備え、集落の方が近接する山や高台に安全で昇り易く、短時間で避難できるように、津波避難路に緩やかな階段やスロープ、手すり等を整備します。
- 熊本地震を踏まえ、夜間において津波が発生した場合にも安全かつ迅速に避難できるように、津波避難路に誘導性を持った照明灯の整備を図ります。
- 避難施設までの円滑な避難・誘導等のために、避難経路等の入口等に、案内のための誘導看板を設置し、避難場所であることの説明も併せて記載します。

○主な整備項目

- * 照明灯・階段・スロープ・手すり等

■整備後写真



※上段：長浜東避難路 下段：梅咲避難路

■整備スケジュール

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
津波避難路の整備	→					

1-3. 新たな防災拠点づくり

背景と目的

熊本地震により市役所本庁舎が大きく損壊し、使用不能の状態となったため、市民サービスの提供ができない、防災拠点としての役割が果たせない等、行政機能の大部分が一時的にマヒするという事態に陥りました。また、網津支所についても大きく被害を受け、開所できない状態となりました。

このことから、防災拠点の多重性を確保することを目的として、新庁舎周辺及び支所を地区の防災拠点として位置づけ、その機能強化を図ります。

◆上位計画の位置づけ（宇土市震災復興計画（第1期）より抜粋）

○災害に強い社会基盤の整備

- ・公共施設や道路、橋梁、上下水道施設等のインフラについては、市民生活や事業所の事業活動に直結するため、災害時にも各機能がマヒしないように、免震化や耐震化など災害に強い構造を推進するなど、防災機能の強化を目指します。併せて、再建する公共施設については、今後長期間利用することから、庁舎再建をはじめ、震災復興の象徴・震災記憶の継承の拠点となるような施設再建を目指します。

（略）

また、被災時においても、迅速に正確な災害情報を発信し、市民・地域・企業・行政がスムーズに連携できるよう、情報収集体制の整備・発信力の強化に努めます。

基本方針

* 新庁舎や支所を防災拠点として位置づけ、その機能の充実を図ります

大災害発生時には、新庁舎及び各支所が、地域住民への情報発信等の機能を発揮し、防災拠点となるよう、機能の充実を図ります。

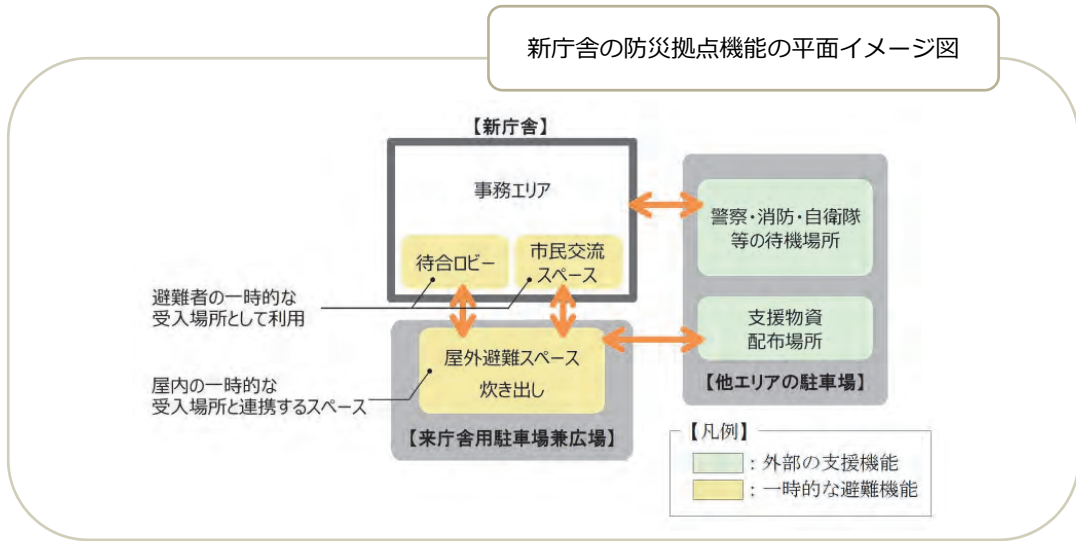
整備の概要

① 新庁舎及びその周辺の防災機能強化

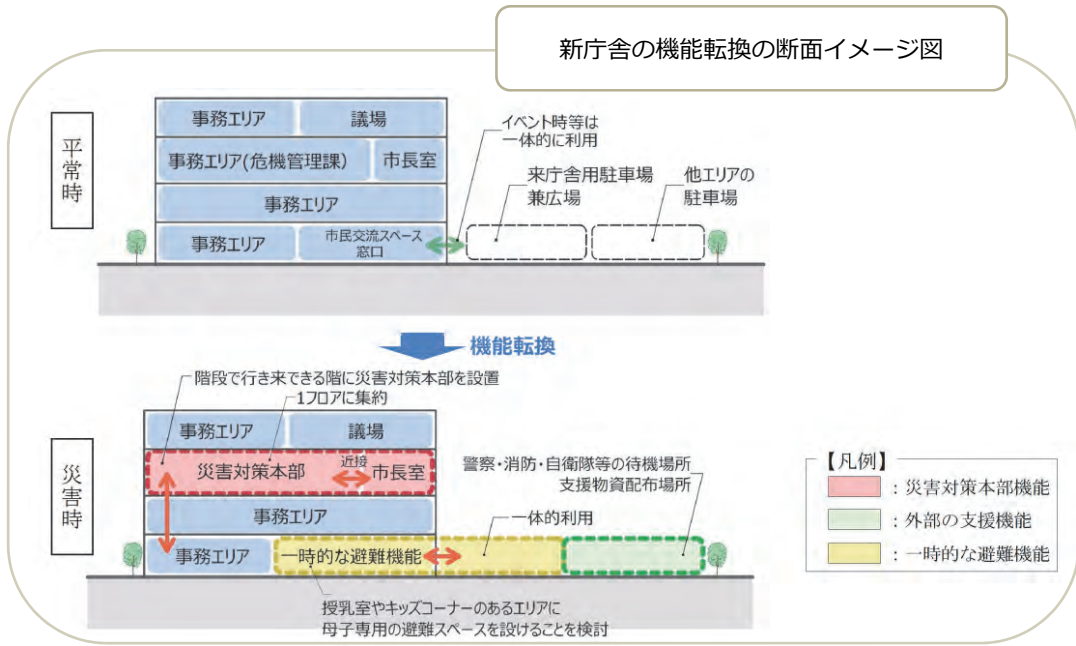
- ・新庁舎の防災拠点としての機能強化を図るとともに、防災井戸等の設置も含め、周辺における環境整備を図ります。
- ・災害時に災害対策本部として有効に機能するよう、災害対策本部室や通信施設の適正な配置を行います。
- ・長時間の停電に対応できるよう、非常用電源施設を配置し、また必要な生活物資を蓄えることができる備蓄倉庫の配置検討を行います。

◆宇土市新庁舎建設基本計画

新庁舎の防災拠点機能の平面イメージ図



新庁舎の機能転換の断面イメージ図



■整備スケジュール

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
新庁舎 建て替え	→					

②支所における防災機能強化

- 網津支所については、災害対策本部機能を補完し応急活動を円滑に実施するため、平成29年度に網津防災センターと併設して整備しました。この施設は、屋上に避難設備を有し、備蓄倉庫も備えた防災拠点としての機能を持つばかりではなく、日常的な防災啓発活動の場としても活用していきます。
- 網田支所についても、同様の機能を持つ施設の整備を図ってまいります。

○網津支所・網津防災センター 整備概要

- *平成30年2月13日供用開始
- *面積 A=652.42 m²
- *支所, 研修室, 調理室, 会議室, 屋上避難場所, 備蓄倉庫 等

■整備後写真



■整備スケジュール

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
網津支所・網津防災センター建設	→					
網田地区における防災拠点の整備		→				

2. 防災施設・設備の充実

2-1. 消防団詰所及び積載車格納庫の整備

背景と目的

大災害に備えて、防災施設や設備の充実強化を図ることは防災・減災対策として喫緊の課題です。熊本地震では、消防団のポンプ積載車格納庫及び詰所が被災しました。

特に熊本地震時の対応においては、地域における防災活動の要として、消防団は大きな役割を果たし、人命救助をはじめ、被害状況の把握や避難者の誘導、被災箇所における土嚢設置やブルーシート張りなど浸水対策、広報活動や被災家屋の空き巣対策としての市内巡視活動など多様な活動を行いました。

こうした消防団の活動を支えることを目的として、その本拠地としての詰所及び積載車格納庫の充実を図ります。

◆上位計画の位置づけ（宇土市震災復興計画（第1期）より抜粋）

○災害に強い社会基盤の整備

・（略）

また、被災時においても、迅速に正確な災害情報を発信し、市民・地域・企業・行政がスムーズに連携できるよう、情報収集体制の整備・発信力の強化に努めます。

○地域消防力の機能回復の促進

・熊本地震によって被災した消防団のポンプ積載車格納庫・詰所について、建替え及び改修を行い、地域防災力の機能回復を促進します。

基本方針

*地域の消防団拠点施設の機能回復を図り、地域の消防力の向上を目指します

被災した消防団のポンプ積載車格納庫及び詰所の建替えや修繕等を行い、消防施設の充実及び消防団の安全確保に取り組み、今後、大規模災害が発生した場合でも対応できるように地域の消防力を確保するように努めます。

整備の概要

- ・熊本地震で被災した、消防団詰所及び格納庫の復旧のための建て替えや補修等を行います。
- ・消防団に必要な、安全装備品や救助資機材等の充実を図ります。

■ 整備イメージ図

【第1分団第4班】



【第3分団第2班】



【消防団の活躍】



■ 整備スケジュール

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
消防団詰所及び積載車格納庫の整備						

2-2. 河川監視カメラ等の整備

背景と目的

本市では、熊本地震の応急対応の最中、平成 28 年 6 月 20 日から 21 日未明にかけて、時間雨量 136 ミリの豪雨災害が発生し、市内の河川が氾濫しました。

全壊・半壊・床上浸水・床下浸水で 271 棟の家屋が被害認定されており、床下浸水は行政区の調査によると 400 棟を超えています。その他、河川護岸の崩壊、道路や家屋・建物への土砂流入等、甚大な被害が出ました。

また、地震によって緩んだ地盤により、各所で多くの土砂災害が発生し、がけ崩れにより 2 名の方がお亡くなりになりました。

今回の災害は、熊本地震にも起因し特に大きな被害がもたらされましたが、近年、全国各地で局地的・集中的・激甚的な豪雨災害が発生しており、また本市においても、再びいつ発生するか分からない状況です。

このことから、河川氾濫の避難情報を迅速に伝えることを目的として、市内を流れる氾濫危険河川に河川監視カメラ等を設置し、防災機能強化を図ります。

◆上位計画の位置づけ（宇土市震災復興計画（第 1 期）より抜粋）

○災害に強い社会基盤の整備

・（略）

また、被災時においても、迅速に正確な災害情報を発信し、市民・地域・企業・行政がスムーズに連携できるよう、情報収集体制の整備・発信力の強化に努めます。

基本方針

*河川監視カメラ等により、市民への迅速かつ的確な避難情報の発信に取り組みます

平成 28 年 6 月 20 日の豪雨災害で氾濫した河川に河川監視カメラ等を設置し、集中豪雨等により河川が氾濫するおそれがある場合、市民への迅速かつ的確な避難情報の発信に取り組みます。



◇市内では現在、国・県管理河川の 6 箇所（網津川、宇土市長浜、次郎兵衛橋下流、浜戸川樋管下流、潤川、網田川）に河川監視カメラ等が設置されており、インターネットにより河川の状況等が確認できるようになっていますが、平成 28 年 6 月 20 日の豪雨災害では、河川監視カメラ等区域以外においても河川の氾濫が起きました。このような河川においては、今後も集中豪雨等による河川の氾濫により、甚大な被害が発生する可能性があります。そのため、平成 28 年 6 月 20 日の豪雨災害で氾濫した河川で、住民の避難情報発信に必要な河川に河川監視カメラ等を設置し、集中豪雨等により河川が氾濫した場合、市民への避難情報を迅速かつ的確な対応に努められるよう取り組みます。



整備の概要

- ・ 氾濫のおそれがある「飯塚川」などの市管理の準用河川、「網津川」などの県管理の河川に河川監視カメラ等を設置し、インターネットにより河川の状況を確認できるような設備の整備を図ります。

○整備のエリア

＊河川監視カメラ等設置

平成 28 年 6 月 20 日の豪雨災害で氾濫した河川で、住民への避難情報発信に必要な河川

■ 現在設置されているカメラと豪雨災害による河川氾濫の様子

【現在設置されているカメラ】



【網津川河川カメラ】



【豪雨災害による河川氾濫の様子】

■ 整備スケジュール

項目	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
河川監視カメラ等設置		➔				

3. 自助・共助・公助の連携

3-1. 地域の防災活動支援

背景と目的

熊本地震により地域で地域を守る自主防災組織の必要性を再認識させられました。すでに各地区において自主防災組織が結成されていましたが、「十分な機能を果たせなかった」、「地域住民のネットワークづくり（防災対策組織の立ち上げ等）が必要」、「地域のつながりがもてるまちづくりが必要」、「防災教育や災害時避難マップの作成」などの意見が「まちづくり座談会」で挙げられました。

今後は、より実効性のある地域の防災活動が行えることを目的として、自主防災組織の結成・活動に対して支援を行っていきます。

◆上位計画の位置づけ（宇土市震災復興計画（第1期）より抜粋）

○防災訓練の支援

- ・自主防災組織の役割を明確にするとともに、消防団との連携を強化し、地域での実践的な防災訓練を実施する等、活動を支援します。

○自主防災組織の結成支援

- ・自主防災組織が結成されていない区において、その必要性を周知し、結成のための支援を行います。

○総合防災マップの作成

- ・洪水や土砂災害、高潮、津波、地震などの自然災害情報や避難情報等を住民に分かり易く周知するための総合防災マップを作成します。

基本方針

*** 自主防災組織の結成・活動支援に取り組み、自助・共助・公助の連携を高めます**

日頃から住民の交流が盛んな地域は、災害時においてお互いが協力しあい、被害の軽減や速やかな復興につながりやすい傾向があります。そのため、災害時の地域防災力を向上するために、自主防災組織の結成・活動支援に取り組み、自助・共助・公助の連携を高めます。

支援の概要

- ・「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域でできることは地域で行う」ことを目的とした地域住民による積極的な自主防災組織づくりを進めます。
- ・本市では、毎年1回、各地区の自主防災組織や婦人会により、消火訓練や炊き出しの訓練等を行う総合防災訓練を実施しており、引き続き活動支援に取り組みます。
- ・避難場所・避難経路・防災関係施設・危険箇所等の周知を図るために「総合防災マップ」を作成し、自然災害による被害の軽減や防災意識の向上を図ります。

○支援の主な内容

- ＊自主防災組織等のさらなる結成・運営・マニュアルづくりなどの活動支援
- ＊地域防災力の強化計画（防災リーダーの養成，防災ワークショップ等）
- ＊防災教育等（総合防災訓練・地区防災訓練等）
- ＊総合防災マップの作成
- ＊新庁舎における防災学習機能の充実

■支援イメージ図



■支援スケジュール

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
地域の防災活動支援		→				



『参考紹介』



★平成 29 年度 総合防災訓練を実施しました（平成 29 年 11 月 19 日）

市内全域で安否確認訓練を行った後，花園小グラウンドで宇土市総合防災訓練を実施しました。市消防団や婦人会，自主防災組織など 14 団体から約 250 人が参加。訓練では，消火器の使い方や自動体外式除細動器（AED）を使った救命措置などを体験。その他，ボランティアセンター設置訓練や消防署・消防団合同の救出救助訓練などが行われ，昼には婦人会が炊き出し訓練で調理した保存食のアルファ米や手作りの豚汁が振る舞われました。

★平成 29 年度 上松山防災運動会が開催されました（平成 29 年 11 月 19 日）

第 22 回上松山防災運動会が五色山グラウンドで開催されました。今回は運動会に『防災』の要素を加え，通常のプログラムのほかに非常食訓練や地元中学生による安否確認報告，防災リーダー育成プログラムに参加した宇土高生による防災グッズの説明などがありました。区長は「防災運動会は，皆で楽しみながら何かあった時に地域住民が一体となり自分たちでできることを模索するための訓練にしたいです」と挨拶。参加者は 4 チームに分かれ，15 の種目を楽しみながら，防災を学びました。



【上松山防災運動会の様子】

Ⅲ章 計画の実現に向けて

復興まちづくりは、PDCA サイクルに基づいて事業の最適化、効果の最大化を図っていきます。「実施計画」との整合性を図りながら、毎年、進行管理を行い、平成 35 年度から平成 38 年度までの計画期間については、集中整備期間（平成 29 年度～平成 34 年度）における計画の進捗状況等を踏まえ見直しを行います。

① PLAN 事業計画

復興まちづくりは、被災状況、聴取意見による震災時の状況、市民の意見等により、被災状況と課題を整理し、取り組むべき具体的な事業を計画していきます。事業は、評価・調整をしたうえで再事業化を計画していきます。

② DO 事業実施

復興まちづくりは、掲げた具体的な事業の実践に向けて、財政状況等を考慮したうえで事業の優先順位を決め、事業を実施していきます。

③ CHECK 事業進捗

復興まちづくりは、進捗状況を確認し、計画の見直しの必要性を把握します。

④ ACTION 事業調整

復興まちづくりは、毎年実施する事業の成果を確認し、必要に応じて事業の見直しや事業期間調整を図っていきます。



復興に向けた取り組み

宇土市復興まちづくり事業計画 平成 30 年 3 月

発行 宇土市 総務部 危機管理課

〒869-0492 熊本県宇土市浦田町 51 TEL: 0964-22-1111

<http://www.city.uto.kumamoto.jp/>